

令和3年4月1日

瀬戸内海の環境保全に係るパネルの貸出要領

1 貸出の目的

(公社)瀬戸内海環境保全協会所管の瀬戸内海の環境保全に係るパネル(以下「パネル」という。)を貸し出し、瀬戸内海の環境保全に係る普及啓発を図る。

2 貸出パネルの概要

- (1) パネルの仕様：ポスターA1・A2・B2・B3・B4 サイズ(アルミフレーム入り)
- (2) パネルの種類・内容・サイズ・枚数：別紙参照

3 貸出申込と制限

パネルの貸出を希望する者(以下「申込者」という。)の資格は、問わない。
ただし、利用目的が以下によること。

- (1) 瀬戸内海の環境保全に資すること
- (2) 営利目的、政治的、宗教的活動に関わるものでないこと

4 貸出のための手続

- (1) 申込者は、様式1のパネル貸出申込書(以下「申込書」という。)をメール、FAX、郵送のいずれかにより協会へ提出する。
- (2) 協会は、この申込書に基づきパネル貸出について様式2の許諾書を発行する。

5 貸出のための費用負担

- (1) 申込書に記載された送付先へのパネルの送料については、協会が負担する。
- (2) パネルの利用後、申込者から協会に返却する際のパネルの送料については、申込者が負担する。

6 報告書の提出

貸出終了後、パネル使用の結果について様式3の報告書をメール、FAX、郵送のいずれかにより協会へ提出する。

7 その他

申込者の瑕疵により、パネルが損傷した場合は、申込者にその補償を求める。

8 送付先

公益社団法人 瀬戸内海環境保全協会
〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 東館5階
TEL078-241-7720 FAX078-241-7730
E-mail web@seto.or.jp